

# 明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会運営要領

令和5年12月28日 制定

(趣旨)

第1条 この要領は、明石市新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員会の会議等の公開)

第2条 委員会の会議では、明石市情報公開条例（平成14年3月27日条例第5号）第11条第2号又は第5号に掲げる情報について審議するため、会議及び委員の氏名を非公開とする。

(会議録の作成及び公開)

第3条 会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。

2 前項の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 議題
- (4) その他、委員長が必要と認める内容